

平成26年第3回福島町教育委員会 会議録

- ◇開催日時 平成26年2月21日(金)午後5時00分～午後5時15分
- ◇開催場所 福島町役場 庁議室
- ◇出席委員 委員長 平沼 竜平 委員 佐々木幸夫 委員 阿部 透
委員 佐藤 節子 教育長 盛川 哲 (5名)
- ◇委員以外の出席者
学校教育課長 飯田 富雄 生涯学習課長 阿部 憲一
学校教育課長補佐 星野 優司 給食センター次長 太田 徳浩

会議成立・開会

○委員長

ご苦労さまです。平成26年第3回福島町教育委員会会議を行いたいと思います。

ただ今の出席委員は5名で在任委員の半数に達しておりますので、会議は成立いたします。よって、平成26年第3回福島町教育委員会会議を開会いたします。

会議日程

○委員長

本日の会議は皆さんに配布の会議議事日程にしたがって行いますので、よろしくお願いたします。

会議録署名委員の指名

○委員長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は委員において、佐々木委員を指名いたします。

会期の決定

○委員長

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日一日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

議案第1号、平成25年度 福島町一般会計補正予算案(教育費関係)について

○委員長

日程第3、議案第1号、平成25年度福島町一般会計補正予算案(教育費関係)についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

それでは議案の1ページをお願いいたします。議案第1号、平成25年度福島町一般会計補正予算案(教育費関係)について。平成25

年度福島町一般会計補正予算案（教育費関係）を町と協議の上、平成25年度福島町議会定例会3月会議に次のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求めます。歳出補正予算案別冊ということで、別冊の補正予算案をお願いいたします。

まず先に、学校教育関係の歳出を説明いたしますので、3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、ほとんどが事業の完了、あるいは事務の支出の精査の関係での減額補正がほとんどとなっております。

まず、教育委員会費が28,000円の減額。これにつきましては、学校医の関係で減額となっております。それから3番の福島商業高等学校存続対策費1,070,000円の減。これにつきましては、実績、入学奨励金が300,000円、バス定期700,000円。その他の実績に基づいております。4番の友好市町交流事業費が247,000円の減。これは事業が完了しましたので、実績において減額となります。それから事務局費の2番、ALT招致費が70,000円の減。これは旅費の実績見込みについて70,000円の減となります。

次に教育振興費の1番、教育振興費が468,000円の減額。これにつきましては、当初町費でみていた道徳の教材費や全国学力調査の手数料等が国あるいは道の方で負担となりましたので、その分の減額となっております。あるいは実績にもとづいた学校保健会の納付金の減額となります。それから2番の児童生徒輸送費が675,000円の減。これにつきましては、スクールバスの燃料代・車検費。あるいは、バスの借上げの減額となります。それから3番の健康診断事業費が300,000円の減。これにつきましては、児童生徒先生方の健康診断の委託料

の減額となっております。4番の就園就学奨励援助費が2,138,000円の減。これにつきましては、就園奨励費が909,000円の減。これは当初25人で見ていたんですが、実際には13人でした。それから、要・準要保護就学援助費1,160,000円の減額。当初75人が、今現在66人の支出で確定しております。次に奨学資金貸付費、1,870,000円の減額。これにつきましては、町の貸付金で410,000円。小笠原実基金で440,000円。花田俊勝基金で、1,020,000円の減となります。4目の教員住宅管理費、2番目の教員住宅整備事業費が50,000円の減。これにつきましては、工事費の入札減によるものです。

4ページをお願いいたします。小学校費の1番上の学校管理費。1,257,000円の増となります。これは、小学校の2校分の燃料費の増額によるもので、これからの使用量を見込む形で増となっております。3番の各学校校舎営繕事業費が85,000円の減。これは吉小の工事の入札減となります。それから中学校費。1番上の学校管理費が170,000円の減。これは、電話機購入の残分であります。2番目の各学校校舎営繕事業費が75,000円の減。これにつきましても、床改修工事の入札減となります。

次に5ページをお願いします。学校給食センター費。1番上の学校給食センター費が144,000円の減額です。これは社会保険料・賃金、あるいは役務費のクリーニング代。それから委託料等の減額であります。それと備品購入費。49,000円の増につきましては、調理用の大型しゃもじの購入2本を予定しております。

次に学校教育の歳入ですが、1ページお願いします。真ん中の国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金は、学校教育の関係はそれぞれ国からの就園奨励費、要保護就学援助費、特別

就学援助費、へき地児童生徒援助費。これにつきましては、国の内定額に基づいて減額となっております。それから、その下の財産貸付収入、土地建物貸付収入が 239,000 円の減額。これにつきましては、美山住宅 1 戸が空いていましたので、その分の減額となっております。奨学資金貸付金収入で、120,000 円の増。これにつきましては、返還の納入実績を勘案しての繰り上げ償還の方がおりましたのでその分 120,000 円の増となっております。

学校教育の方は以上となっております。

○生涯学習課長

続いて生涯学習の部分を説明いたします。5 項社会教育費、社会教育総務費ですが、本日のスポーツ文化賞の表彰盾ということで 3,000 円増額しております。受賞者が多かったということで。それから廃棄物処理手数料については、見込みでマイナス 23,000 円。読書活動費については、賃金の見込みが出ていますので、賃金で 136,000 円。それから印刷製本金の方で 22,000 円減額しております。それと成人教育費の方では、高齢者学級の事業が終わっているので、車両借上料の 13,000 円減額しています。それから青年教育費では、成人式が終わっているので、助成金の 11,000 円減額しています。少年教育費は、通学合宿の補助金の部分で 50,000 円の減額。それから、5 ページに行きまして、6 項保健体育費。保健体育総務費です。これも実績見込みでスポーツ推進員の報酬を 63,000 円減額しております。それから総合体育館運営費ですが、実績見込みと施設管理委託料については、入札で落ちておりますので 1,200,000 円という大きい金額になっております。それと燃料費が足りなくて 459,000 円の増をしております。それから、総合体育館の改修事業費ですが、耐震診断の入札により減で

588,000 円の減額となっております。それから 1 つ飛んで、町民プール運営費です。町民プール運営費は、これも施設管理委託料の入札減で 31,000 円減額。ファミリースポーツ公園管理費についても施設管理委託料で 768,000 円の入札減で減額。それから 3 款の民生費の福祉センター運営費もワックス塗布委託の見積もり合わせをしたのですが、入札減ということで、82,000 円の減額。備品購入につきましても、椅子の入札をしたあとの残りで 122,000 円の減です。

歳入の方になります。1 ページをお開きください。使用料につきましては、実績で終わっている部分もあります。福祉センターの使用料につきましては、見込みで 100,000 円減額。ナイターにつきましても、実績に合わせて 53,000 円の減。保健体育使用料につきましては、パークゴルフと町民プールは終わっていますので、実績にあわせてそれぞれ増額と減額をしております。それから、国庫支出金の部分につきましては、教育総務費補助金の中の一番下、社会資本整備総合交付金は、総合体育館の耐震診断の部分で、補助金が来しました。これの部分で歳入で増額しております。1,722,000 円。それから 2 ページをお開きください。一番下のところの雑入とかかかっているところがありますが、町史の売り払い収入で 16,000 円の増。それから自販機関係で町民プールのところで、2,000 円増。それと福祉センターの公衆電話料で 5,000 円の減。ファミリースポーツ公園の自販機で 5,000 円の減というような歳入の補正をしております。

以上で説明を終わります。

○委員長

提案理由の説明が終わりました。ご質問はございますでしょうか。

○委員

体育館の耐震診断ですが、最初の設計書に構造計算書がついているかついていないかで、かなり違う。図面はあるんですか。

○生涯学習課長

図面はあってそれを基にやってもらいます。

○教育長

ついでに申し上げますと、構造的にはアリーナの鉄骨部分が昔の計算なので、難がある。耐震度が今のままだと足りないということで、耐震の工事を、新年度は実施設計をする。さらにその後には耐震工事という形になるかと思えます。

○委員長

他、ありませんか。

○委員

就学奨励援助費ですが、国の基準により減となっていますが。歳入の方も。これは26年度でも減額になるのですか。国の基準では。あと、一つ聞きたかったのは、新聞で見たのですが、奨励金を減額すると、修学旅行にも行けなくなるという心配があると書いていたので、その辺が社説では自治体でそれに合わせて減額するではないかと書いていたのですが、その辺の影響というのはあるのですか。

○学校教育課長

国からの補助金に関しては、要保護ということで生活保護をもらっている人の関係の、例えば修学旅行費だとかはうちの方で補助して、その部分しか国庫補助金がこない。準要保護のような生活保護に準ずる人、例えば母子家庭とか。そういう方に関しては、国の補助金はこないんですよ。それでほとんど町費でみますよと。ですが、今は生活保護の基準が下がったので、そ

れを合わせると、この部分がはじかれてしまう人が出てくる。ということがあるんですが、今回の26年度からは、町としては、生活保護法

の基準の1.3倍までは収入を緩和して、該当させますよというふうに変えましたので、ですから、今回の新聞みたいに、生活保護の基準が下がったから該当しないという人は今後出てこないと思います。

○委員

ああそうですか。分かりました。

○委員長

ほか、ございませんか。

(「なし」との声あり。)

○委員長

質問がないようですので質問を終結致します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号について原案どおり決定する事にご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

異議なしと認め、議案第1号は原案通り決定いたします。

閉会宣言

○委員長

以上で本会議に付議された議案は全て終了いたしました。

よって平成26年第3回福島町教育委員会会議を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。